

平成24年度 第1回日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）  
「生活支援員養成研修」開催のご案内

～ 高齢者や障害のある方があんしんして生活するための

お手伝いをしませんか？ ～

## 「生活支援員養成研修 開催要綱」

- 1 趣 旨 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、認知症や物忘れのある高齢者、知的障害者、精神障害者などの方が地域で生活される上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う事業です。本事業の推進にあたり、利用者への具体的な支援活動を担う「生活支援員」を養成することを目的に本研修を開催します。

- 2 日 時 第1回 平成24年7月26日(木)午後1時～4時  
 第2回 平成24年8月 2日(木)午後1時～3時30分  
 第3回 平成24年8月10日(金)午後1時～4時

「生活支援員」についての詳しい内容は、次項裏面をご参照ください。

※申込みは、3日間の研修をすべて受講できることが条件です。

- 3 会 場 ひと・まち交流館 京都 3階 第4・5会議室  
 (〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の1)

### 4 日程・講座内容

日 程	時 間	講 座
第1回 7月26日(木)	13:00～ 13:10	開 会 オリエンテーション
	13:10～ 14:00	講義「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の概要について」 講師：京都市社会福祉協議会 地域支援部
	14:10～ 15:00	講義「認知症高齢者への支援について」 講師：京都市醍醐北地域包括支援センター センター長 山本 勝弘氏
	15:10～ 16:00	講義「知的障害者への支援について」 講師：京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」 相談員 安江 朋香氏
第2回 8月2日(木)	13:00～ 13:50	講義「精神障害者への支援について」 講師：川越病院 医療福祉相談室 相談員 精神保健福祉士 西村 睦美氏
	14:00～ 15:00	講義「生活支援員の役割と実務について」 講師：東山区社会福祉協議会 専門員 藤本 淳史
	15:10～ 15:30	説明「生活支援員登録について」 京都市社会福祉協議会 地域支援部
第3回 8月10日(金)	13:00～ 15:50	実技演習 「対人援助の方法について～援助的な聞き方・話し方～」 講師：龍谷大学社会学部臨床福祉学科 准教授 山田 容氏
	15:50～ 16:00	修了式 閉 会

5 定員 70名 ※申込先着順

6 申込み方法

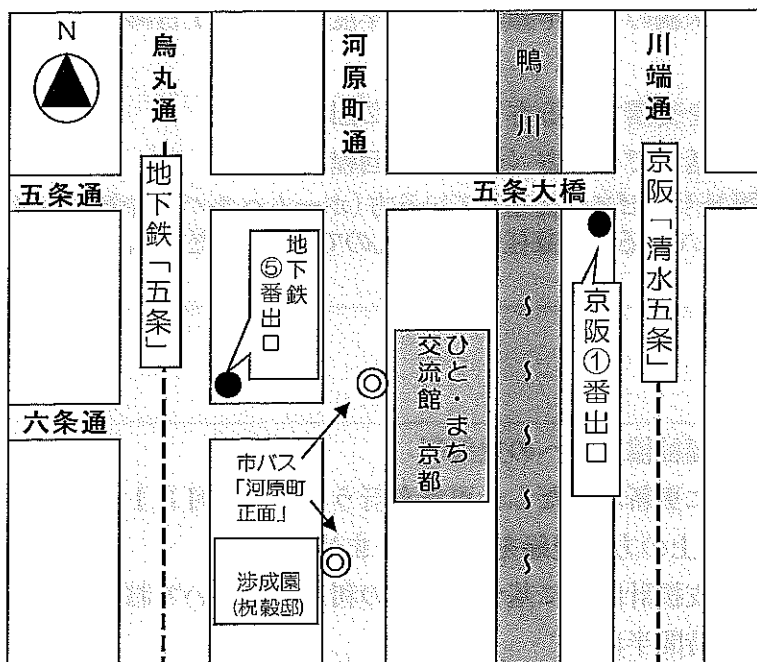
所定の参加申込書で、平成24年7月19日(木)までに京都市社会福祉協議会地域支援部へ、郵送・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。

7 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室 地域支援部  
〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館京都」内  
電話(075)354-8734 FAX(075)354-8737

【ひと・まち交流館 京都 会場案内図】



※市バス4・17・205  
「河原町正面」すぐ

※京阪電車・地下鉄から  
徒歩約10分

【研修受講に関する注意事項】

- 会場までは、公共交通機関をご利用の上でお越しく下さい。
- 筆記用具・昼食・飲み物などは各自でご用意ください。
- 欠席や遅刻の場合は、必ず担当者までご連絡ください。

## 生活支援員について

### 1. 生活支援員の活動内容

「専門員」の作成した支援計画に基づき、具体的な支援活動を行うのが「生活支援員」です。利用者のご自宅などを訪問し、下記の具体的な支援活動を行います。

- (1) 福祉サービスに関する情報提供及び助言
- (2) 福祉サービスの手続きの同行・代行・契約締結等の手続き援助
- (3) 福祉サービス利用料の支払い等手続きの援助
- (4) 福祉サービスにかかわる苦情解決制度の利用手続き援助
- (5) 日常的金銭管理
- (6) その他、本会が必要と認めたもの

### 2 資格要件

次の(1)～(5)の要件すべてに該当する方

- (1) 京都市内在住の方
- (2) 満30歳以上、満75歳未満の方(年齢は、当該年度の3月31日時点での年齢)
- (3) 社会福祉に関心のある方
- (4) 生活支援員に必要な研修を受講できる方(年1～2回程度)
- (5) 実際に生活支援員として活動できる方(最低月1回程度)

※ただし、現在、直接福祉サービスに従事している方(ホームヘルパーや福祉施設職員等)、民生委員に就任されている方は兼任できませんので御遠慮ください。

### 3 待 遇

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 身 分   | 京都市社会福祉協議会への登録制<br>※2年ごとに更新。ただし、更新を行う年度の3月31日時点で満75歳以上の方は登録を更新できません。 |
| (2) 活動時間  | 利用者の「支援計画」に基づき1人の利用者についておおむね1時間～1時間半程度                               |
| (3) 活動頻度  | 週1回から月1回程度(利用者の希望回数によります)  |
| (4) 活動場所  | 利用者の自宅等  |
| (5) 活 動 費 | 1時間につき800円 ※交通費は別途支給   |
| (6) そ の 他 | 「労災保険」「傷害見舞金補償制度」に加入   |

### 4 活動状況

平成24年4月末現在、京都市内では341名の生活支援員が登録、233名が活動しています。

平成24年度 第1回日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

生活支援員養成研修 参加申込書

締切：平成24年7月19日（木）

(ふりがな)		男 ・ 女
氏 名		
生年月日	年 月 日生	満年齢（ ）歳
現住所	〒（ — ） 京都市 区	
	TEL — — FAX — — 昼間連絡が可能な連絡先（TEL — — ）	
職 業		
資格・免許等		
現在行っている 福祉活動・ボラ ンティア活動等		
備 考	※何らかの配慮（手話通訳・点字資料の準備等）を要する場合は、その内容をお書きください。	

【参加申込書送付先】

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室 地域支援部  
〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
「ひと・まち交流館 京都」内  
TEL (075) 354-8734 FAX (075) 354-8737

申込者に関する個人情報は、本会及び京都市各区社会福祉協議会において、本研修関連のみに使用します。また、この管理及び取り扱いは、本会の「個人情報保護に関する方針」に基づいて行い、無断で第三者に提供することはありません。